

令和 4 年 7 月  
国 税 庁

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等  
に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」  
の一部改正について（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）により、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成 9 年 12 月 5 日法律第 110 号）、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成 9 年 12 月 17 日政令第 363 号）及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成 9 年 12 月 25 日大蔵省令第 96 号）の一部が改正されたことに伴い、上記の法令解釈通達について所要の改正を行うものです。